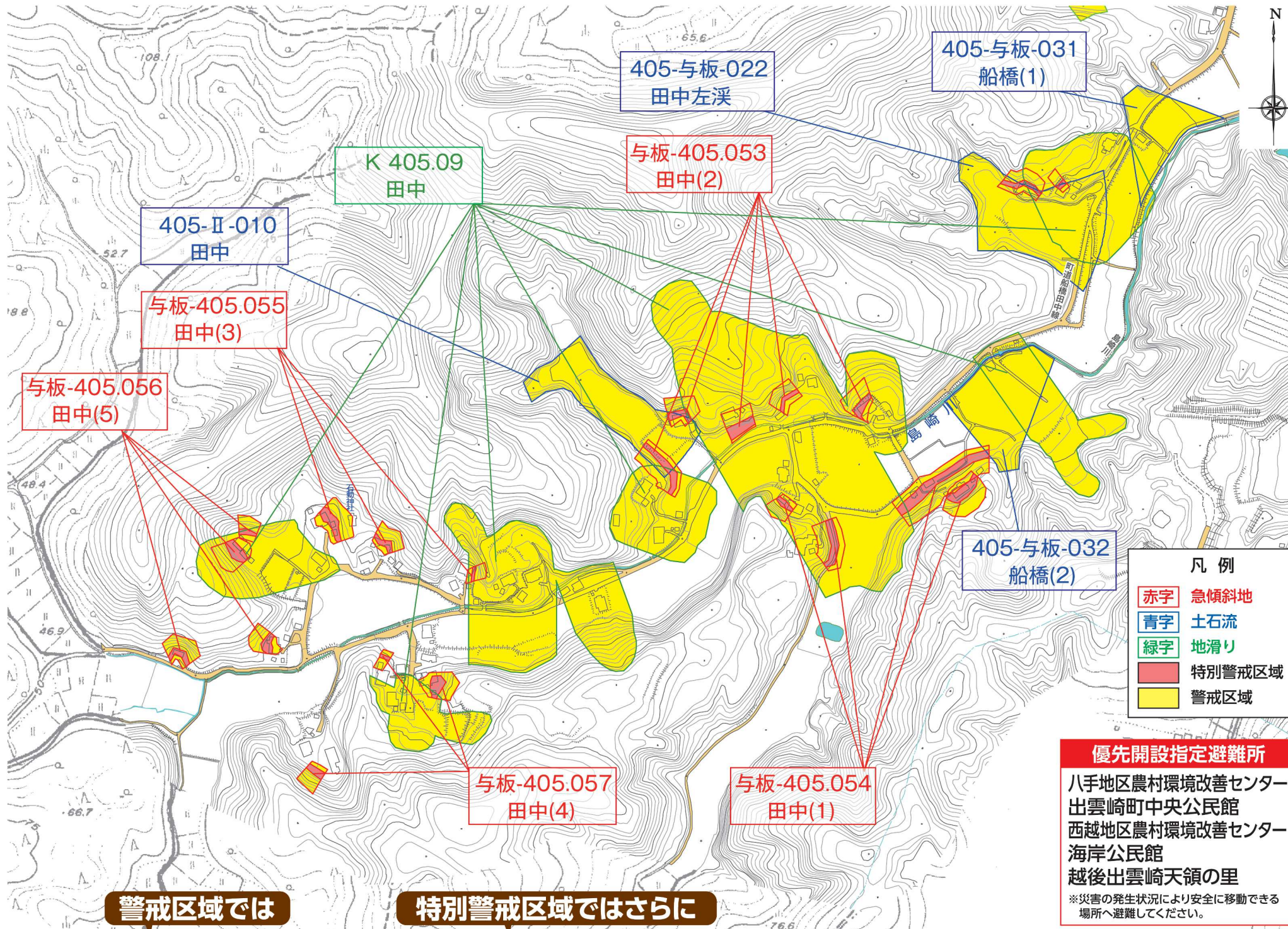


出雲崎町 田中地区 土砂災害ハザードマップ

土砂災害防止法に基づく

ハザード (hazard) とは、【(偶然性の強い) 危険】といった意味があります。土砂災害ハザードマップには豪雨により土砂災害が想定される区域が示されています。



避難心得6か条

被害に遭わないためには、危険から逃げることです。危険が迫った時は「まだ大丈夫だろう」ではなく、「危ない! 避難するぞ!」と周りの人にも避難をうながしましょう。なにより「自分の命は自分で守る」心構えが一番大切です。

1 まずは、自宅の危険性を知る

自宅の立地状況や過去の災害状況、このハザードマップなどを参考に、在宅時どのような危険性があるかを把握しましょう。



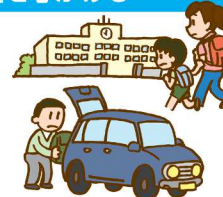
2 最新の情報を入手する

テレビ、ラジオ、防災行政無線などから気象・防災情報を入手し、今後の気象状況の把握や早めの避難準備をしましょう。



3 早めの避難を心がける

町は、避難準備情報とともに避難所を開設しますので、自宅に危険を感じたら、早めに自主避難しましょう。



4 単独行動は慎みましょう

大雨や突風などの中での避難は、危険が伴います。避難することが困難な方を支援し、複数で状況に注意しながら避難しましょう。



5 命を守る行動を!

避難所に避難できない場合、土砂に巻き込まれないよう2階に避難したり近隣の安全な家に一時的に避難させてもらうなど、その場でできる命を守る行動をとってください。



6 家族で事前の話し合いを

災害時は、家族の安否が気になります。日頃から、家族別々である時のとるべき行動、連絡方法、集合場所などを話し合っておきましょう。



避難情報の種類ととるべき行動

災害発生危険度

警報などの気象情報

大雨警報などの重要な気象情報を皆さんに周知するためお知らせします。

皆さんのとるべき行動

- ・避難に時間のかかる避難行動要支援者・高齢者等は、持ち出し品の確認など避難準備。
- ・危険を感じる方は、町に避難所開設を要請して自主避難を開始(自主避難者の食事・寝具などは各自で用意してください)。

避難準備・高齢者等避難開始

土砂災害前兆注意情報を目安に発表します。町は、この段階で優先開設指定避難所を開設します。

皆さんのとるべき行動

- ・避難に時間のかかる避難行動要支援者・高齢者等のうち、避難が必要な場所にいる方は、避難開始。
- ・危険を感じる方は、自主避難を開始(自主避難者の食事・寝具などは各自で用意してください)。
- ・そのほかの方は、持ち出し品の確認など避難準備。

避難勧告

土砂災害警戒情報を目安に発令します。

皆さんのとるべき行動

- ・避難が必要な方(危険を感じる方)は、避難開始。
- ・避難が困難な場合は、速やかに命を守る行動をとってください。

避難指示

特別警報が発表されたり近隣で災害が発生したりして、いつ災害が起こってもおかしくない場合に発令します。

皆さんのとるべき行動

- ・避難完了。避難が困難な場合は、すぐに命を守る行動をとってください。

大

関係機関連絡先

- 出雲崎町役場 TEL 78-3111
- 柏崎市消防本部・消防署(119) TEL 0257-24-1500
- 柏崎市消防署出雲崎分遣所 TEL 78-2576
- 与板警察署(110) TEL 72-0110
- 与板警察署出雲崎駐在所 TEL 78-2042
- 与板警察署川西駐在所 TEL 78-3900

情報の入手先

- インターネットによる情報提供
- 気象庁・新潟地方気象台(ホームページ)
- <http://www.jma-net.go.jp/nigata/>
- 注意報、警報、土砂災害警戒情報の提供
- 新潟県土砂災害警戒情報システム
- <http://doboku-bousai.pref.nigata.jp/sabou/>
- 県内を5km長さでメッシュ切りした図面に土砂災害の危険度及び危険度予測を提供

土砂災害警戒区域 土砂災害のおそれがある区域

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

【市町村】

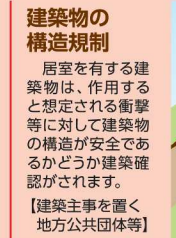
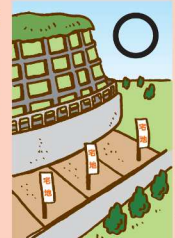


土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

【都道府県】



建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

【建築主事を置く地方公共団体等】

建築物の移転勧告

土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。

【都道府県】